

あなたの「見える」をサポートします。



第68回 定時株主総会 招集ご通知

■ 開催日時

2024年6月25日(火曜日) 午前10時
(受付開始は午前9時を予定しております)

■ 開催場所

ホテル 東京ガーデンパレス 2階「高千穂」
東京都文京区湯島1丁目7番5号

■ 決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役9名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件

■ 目次

招集ご通知	1
議決権行使のご案内	3
株主総会参考書類	5
事業報告	14
計算書類	32
監査報告	51

●株主総会にご出席の株主様へのお土産の配布
はございません。



株式会社 シード

証券コード:7743



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。

<https://p.sokai.jp/7743/>



株主の皆様へ



代表取締役社長

西村 昌弘

株主の皆様には、日頃より当社に対するご理解とご支援を賜り、心より感謝申し上げます。

ここに、当社第68回定時株主総会の招集ご通知をお届けいたします。

当期は、為替相場の急激な変動や物価上昇の影響による景気への下振れ懸念が継続しているものの、新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行に伴う行動制限解除による個人消費の回復、欧州・東南アジアでのコンタクトレンズ需要の拡大等が下支えし、緩やかながらも着実に当社を取り巻く経済状況の正常化が進みました。

このような環境の下、当社は3ヶ年中期経営計画（2021年4月～2024年3月）の最終年度となる第67期につきましても、「シード1dayPureシリーズ」を中心に売上高の拡大と販路の拡張に取り組んでまいりました。「Pureシリーズ」の乱視用と遠近両用を中心とした国内外向け商品の一部において、生産量を上回る需要が2023年年初から発生しており、増産体制を敷いておりますが、未だ在庫状況は回復途上です。当社では、安定した製品供給が出来る水準の在庫回復と市場競争力を高める新商品の量産体制を整備するため、生産力の抜本的引上げを行うことが不可欠であると考え、2024年4月に竣工した鴻巣研究所2号棟別館の生産能力増強に注力中です。更に2024年度中には新たに4号棟の建設にも着手する予定であります。これらの生産能力増強策により、2027年3月期の生産枚数は月産750万枚へと大幅に拡張できる予定です。

販売戦略としては、引き続き主力商品である「1dayPureシリーズ」を中心とし、2つの異なるベクトルを持つシリコーンハイドロゲルレンズ、オルソケラトロジーレンズ、そして特に市場での伸長が最も見込まれる遠近両用コンタクトレンズ等の高付加価値商品の拡販に注力してまいります。

今後については新たに策定した新中期経営計画（2024年4月～2027年3月）に基づき、外部環境に応じて臨機応変かつ果敢に行動し、早期に売上高500億円規模に到達するよう、多面的な活動を加速いたします。

株主の皆様方におかれましては、引き続き変わらぬご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。また、株主の皆様のご健勝とご発展を併せてお祈り申し上げます。

ご案内

- ご質問は事前に専用フォームからも受け付けております。
- 本株主総会の模様は、後日、株主総会ページより動画をご覧いただけます。
- 最新情報につきましては、株主総会ページより最新の情報をご覧いただけますようお願い申し上げます。



ご質問専用フォーム

<https://reg18.smp.ne.jp/regist/is?SMPFORM=nfte-lepenj-b657f7e13143d43e82635f108e41793>



株主総会ページ

<https://www.seed.co.jp/company/ir/soukai.html>

証券コード 7743
2024年6月4日

株 主 各 位

東京都文京区本郷2丁目40番2号
(本社仮事務所)
東京都千代田区神田錦町2丁目11番地
三洋安田ビル
株 式 会 社 シ ー ド
代表取締役社長 浦 壁 昌 広

第68回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第68回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご案内申し上げます。

本総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）についての電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.seed.co.jp/>



(上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「企業・IR情報」「株主・投資家情報」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。)

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/7743/teiji/>



【東京証券取引所（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「シード」又は「コード」に当社証券コード「7743」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席に代えて、書面（郵送）またはインターネット等により議決権を行使することができます。お手数ながら株主総会参考書類をご検討いただき、「議決権行使のご案内」(3~4頁)をご高覧のうえ、2024年6月24日(月曜日)午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月25日(火曜日) 午前10時 (受付開始予定: 午前9時)
2. 場 所 東京都文京区湯島1丁目7番5号
ホテル 東京ガーデンパレス 2階「高千穂」
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 1. 第68期(2023年4月1日から2024年3月31日まで)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第68期(2023年4月1日から2024年3月31日まで)計算書類報告の件
- 決議事項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役9名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件

以 上

株主総会にご出席の株主様へのお土産の配布はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

●招集にあたっての決定事項

- (1) 書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) インターネット等と書面(郵送)により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記の電子提供措置をとっている各ウェブサイトにてその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

I 議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご重要な権利です。是非とも議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。議決権の行使には、以下の3つの方法がございます。



I 株主総会にご出席いただく場合

本招集ご通知と併せてお送りする議決権行使書用紙をご持参いただき、株主総会当日に会場受付へご提出ください。(ご捺印は不要です)

▶ 株主総会開催日時: 2024年6月25日(火曜日) 午前10時



I 書面(郵送)にて議決権を行使いただく場合

本招集ご通知と併せてお送りする議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

▶ 行使期限: 2024年6月24日(月曜日) 午後6時 到着まで

議決権行使書のご記入方法
(議決権行使書用紙イメージ)

こちらに各議案の賛否をご記入ください。

議案	第1号案	第2号案	第3号案
賛否表示欄	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

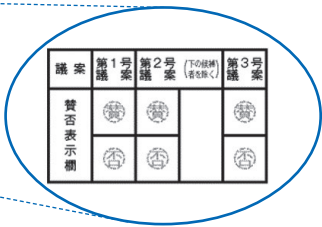
議決権行使書

株主番号 000000000 議決権行使票-0000000000

お 願 い

- 株主総会にご出席される場合は、この議決権行使書用紙の賛否をご記入いただき、2024年6月25日午後10時までに会場へお持ち帰りください。
- 第2号議案の賛否をご記入の際は、一部の候補者につき異なる意思を表示される場合は、「株主総会参考書類」に記載の当該候補者の番号をご記入ください。
- 賛否のご表示は、黒色のボールペンにより、はさきりとお書きください。
- 議決権をインターネットで行使される場合、下のQRコードをスマートフォンで読み取るか、画面下部のQRコードをアクセスし2024年6月24日午後6時までにログインしてください。この場合、議決権行使書を送る必要はありません。

株式会社 シード



- 賛成の場合 → “賛”を○で囲んでください。
- 否認する場合 → “否”を○で囲んでください。
- 一部の候補者を反対する場合 → “賛”を○で囲み、反対する候補者の番号をご記入ください。

※各議案につきまして、賛否の表示がない場合は、“賛”の表示があったものとしてお取り扱いいたします。



インターネット等で議決権を行使される場合

パソコン、携帯電話またはスマートフォンから以下の議決権行使ウェブサイトへアクセスし、本招集ご通知と併せてお送りする議決権行使書用紙に記載の「お願い」をご覧ください。画面の案内に従い議決権を行使してください。

▶ 行使期限：2024年6月24日(月曜日)午後6時までに入力

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 同封の議決権行使書用紙右下に記載のQRコードをスマートフォンかタブレット端末で読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

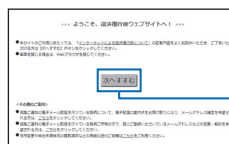
議決権行使後に変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

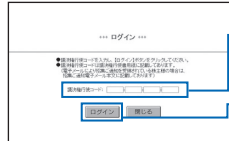
議決権行使ウェブサイト <https://www.tosyodai54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

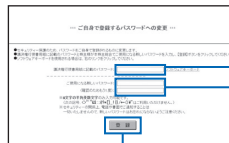
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。インターネット等と書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

東京証券代行株式会社

電話：0120-88-0768（フリーダイヤル）

受付時間 午前9時～午後9時

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、安定的な経営基盤の確保に努めるとともに、株主の皆様へ適切な配当水準による配当継続を実施することを重要課題とし、経営体質強化と事業拡大のための内部留保確保等を勘案した上で、株主の皆様への利益還元を継続していくことを基本方針としております。

当期におきましては、今後の成長戦略と上記基本方針にも掲げております株主への安定的な利益還元を継続していくこと等を総合的に勘案いたしまして、2023年11月13日に公表いたしましたとおり1株につき15円の配当とさせていただきます。

①配当財産の種類

金銭といたします。

②配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金15円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は453,987,690円となります。

③剰余金の配当が効力を生じる日

2024年6月26日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化のため1名を増員し、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位・担当		取締役会出席回数
1	浦壁 昌広 うらかべ まさひろ	代表取締役社長	再任	17回/17回 (100%)
2	杉山 哲也 すぎやま てつや	取締役専務執行役員 管理本部長兼経理部長	再任	17回/17回 (100%)
3	五十嵐 淳 いがらし じゅん	取締役常務執行役員 営業本部長	再任	12回/12回 (100%)
4	福田 猛 ふくだ たけし	取締役常務執行役員 生産技術本部長兼生産管理部長	再任	17回/17回 (100%)
5	佐藤 隆郎 さとう たかお	取締役常務執行役員 研究開発本部長	再任	17回/17回 (100%)
6	中村きく江 なかむらきくえ	執行役員 学術部長	新任	—
7	小原 之夫 おぼら ゆきお	社外取締役	再任 社外 独立	17回/17回 (100%)
8	大竹 裕子 おおたけ ゆうこ	社外取締役	再任 社外 独立	17回/17回 (100%)
9	小泉 範子 こいずみ のりこ	社外取締役	再任 社外 独立	16回/17回 (94%)

新任 新任取締役候補者 **再任** 再任取締役候補者 **社外** 社外取締役候補者 **独立** 証券取引所の定めに基づく独立役員

(注) 五十嵐淳氏の取締役会出席回数につきましては、2023年6月27日取締役就任後の状況を記載しております。

候補者番号

1

うらかべ まさひろ
浦壁 昌広

再任

生年月日

1962年6月12日

所有する当社の株式数

618,400株

在任年数

15年

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1985年4月 ㈱富士銀行（現㈱みずほ銀行）入行
2000年7月 みずほコーポレートアドバイザリー㈱出向 マネージングディレクター
2009年6月 当社取締役
2009年9月 当社取締役副社長
2010年1月 当社代表取締役社長（現任）

〔重要な兼職の状況〕

・一般社団法人日本コンタクトレンズ協会 副会長

取締役候補者とした理由

浦壁昌広氏は、金融機関における豊富な経験・見識を生かし、2010年に代表取締役社長に就任して以来、力強いリーダーシップを発揮して当社グループ全体の経営を担い、企業価値の向上・グローバル化を推進してまいりました。今後も引き続き、当社の中長期的な企業価値の向上に資することを期待し、取締役候補者としていたしました。

候補者番号

2

すぎやま てつや
杉山 哲也

再任

生年月日

1963年4月18日

所有する当社の株式数

3,800株

在任年数

5年

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1986年4月 ㈱富士銀行（現㈱みずほ銀行）入行
2008年1月 同行 秋田支店長
2010年10月 同行 足立支店長
2013年2月 同行 九段支店 参事役
2017年1月 当社入社 執行役員経理部長
2018年4月 当社執行役員管理本部副本部長兼経理部長
2018年10月 当社常務執行役員管理本部部長兼経理部長
2019年6月 当社取締役常務執行役員管理本部部長兼経理部長
2021年6月 当社取締役専務執行役員管理本部部長兼経理部長（現任）

取締役候補者とした理由

杉山哲也氏は、金融機関における豊富な経験・見識を生かし、2017年より執行役員経理部長、2021年より取締役専務執行役員管理本部部長として管理部門を統括してまいりました。今後も引き続き、当社の中長期的な企業価値の向上に資することを期待し、取締役候補者としていたしました。

候補者番号

3

いがらし じゅん
五十嵐 淳

再任

生年月日

1962年10月1日

所有する当社の株式数

18,670株

在任年数

1年

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1985年 4 月 当社入社
1998年 4 月 当社眼鏡部長
2014年 4 月 当社執行役員関連事業部長
2016年 4 月 当社常務執行役員商品本部長
2021年 7 月 当社常務執行役員関係会社管理部長
2022年 4 月 当社常務執行役員事業開発本部長
2023年 6 月 当社取締役常務執行役員営業本部長（現任）

取締役候補者とした理由

五十嵐淳氏は2016年より常務執行役員として、商品本部や関係会社管理部、事業開発本部といった営業・企画部門を統括する責任者として業務を執行してまいりました。当社子会社の代表取締役を務めた企業経営経験もあり、当社の中長期的な企業価値の向上に資することを期待し、取締役候補者といたしました。

候補者番号

4

ふくだ たけし
福田 猛

再任

生年月日

1969年6月5日

所有する当社の株式数

18,648株

在任年数

7年

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1992年 4 月 当社入社
2008年 4 月 当社技術本部生産部長兼技術部長
2013年 4 月 当社執行役員技術本部生産部長兼技術部長
2015年10月 当社執行役員生産技術本部長兼生産部長兼技術部長
2016年 4 月 当社常務執行役員生産技術本部長兼生産部長兼技術部長
2017年 6 月 当社取締役常務執行役員生産技術本部長兼生産部長兼技術部長
2018年 4 月 当社取締役常務執行役員生産技術本部長
2024年 4 月 当社取締役常務執行役員生産技術本部長兼生産管理部長（現任）

取締役候補者とした理由

福田猛氏は、2016年より常務執行役員生産技術本部長、2018年より取締役常務執行役員生産技術本部長として、主力製品である1日使い捨てコンタクトレンズを中心とした生産・技術部門を統括してまいりました。今後も引き続き、当社の中長期的な企業価値の向上に資することを期待し、取締役候補者といたしました。

候補者番号

5

さとう たかお
佐藤 隆郎

再任

生年月日

1973年8月6日

所有する当社の株式数

3,600株

在任年数

6年

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1998年4月 当社入社
2010年4月 当社開発部長
2014年4月 当社執行役員技術本部開発部長
2016年4月 当社執行役員研究開発本部副本部長兼開発部長
2018年4月 当社常務執行役員研究開発本部長兼開発部長
2018年6月 当社取締役常務執行役員研究開発本部長兼開発部長
2024年4月 当社取締役常務執行役員研究開発本部長（現任）

取締役候補者とした理由

佐藤隆郎氏は、2014年より執行役員技術本部開発部長、2018年より取締役常務執行役員研究開発本部長として、中長期的な成長を担う研究開発部門を統括してまいりました。今後も引き続き、当社の中長期的な企業価値の向上に資することを期待し、取締役候補者となりました。

候補者番号

6

なかむら きくえ
中村きく江

新任

生年月日

1961年11月15日

所有する当社の株式数

1,700株

在任年数

一年

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1988年1月 当社入社
2019年4月 当社臨床研究部長
2020年4月 当社学術部長
2021年7月 当社執行役員学術部長（現任）

取締役候補者とした理由

中村きく江氏は、臨床的な評価の実施や学術的情報提供に経験・見識を有し、2019年より臨床研究部長、2020年より学術部長として、部門の統括をしてまいりました。今後も引き続き、当社の中長期的な企業価値の向上に資することを期待し、新任の取締役候補者となりました。

候補者番号 7

お ぼ ら ゆ き お
小 原 之 夫

再任

社外

独立

生年月日

1947年2月8日

所有する当社の株式数

8,800株

在任年数

9年

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1969年 7月 (株)富士銀行（現(株)みずほ銀行）入行
1996年 6月 同行取締役ロンドン支店長
1997年 5月 同行取締役本店営業第二部長
1999年 5月 同行常務取締役アセットマネジメントグループ長
2002年 4月 (株)みずほホールディングス取締役副社長
2003年 3月 (株)みずほ銀行取締役副頭取
2004年 6月 (株)みずほホールディングス監査役
(株)みずほコーポレート銀行監査役
(株)みずほフィナンシャルグループ常勤監査役
2005年 6月 みずほ情報総研(株)代表取締役社長
2013年 6月 MCPパートナーズ(株)アドバイザー
2014年 6月 当社社外監査役
2015年 6月 当社社外取締役（現任）

[重要な兼職の状況]

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

小原之夫氏は、長年培ってこられました会社経営者としての知識・経験等を有しており、2015年に当社の社外取締役に就任以来、経営全般に対する監督と助言をいただいております。今後も引き続き、客観的な立場から当社の経営全般に対して監督と助言をいただけるものと判断し、社外取締役候補者いたしました。

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1996年 4月 尾台会計事務所入所
1999年 6月 公認会計士登録
2000年 7月 みずほコーポレートアドバイザー(株)入社
2006年 5月 (株)プロビタス設立 代表取締役（現任）
2006年 7月 税理士登録
大竹裕子公認会計士・税理士事務所開設（現任）
2015年 6月 当社社外取締役（現任）

[重要な兼職の状況]

- ・大竹裕子公認会計士・税理士事務所 公認会計士
- ・(株)プロビタス代表取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

大竹裕子氏は、公認会計士・税理士として培ってこられました会計の専門家としての高い見識を有しており、また、会社経営者としての知識・経験等を活かし、2015年に当社の社外取締役に就任以来、経営全般に対する監督と助言をいただいております。今後も引き続き、客観的な立場から当社の経営全般に対して監督と助言をいただけるものと判断し、社外取締役候補者いたしました。

候補者番号 8

お お た け ゆ う こ
大 竹 裕 子

再任

社外

独立

生年月日

1973年8月17日

所有する当社の株式数

1,100株

在任年数

9年

候補者番号

9

こいずみのりこ
小泉 範子

再任

社外

独立

生年月日

1969年7月8日

所有する当社の株式数

一株

在任年数

2年

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1994年 3月 京都府立医科大学医学部卒業
2000年 3月 京都府立医科大学大学院医学研究科修了（博士（医学））
2000年10月 ケルン大学眼科 博士研究員
2003年10月 同志社大学研究開発推進機構再生医療研究センター 助教授
2008年 4月 同志社大学生命医科学部 准教授
2010年 4月 同志社大学生命医科学部 教授（現任）
京都府立医科大学医学部 客員教授（現任）
2015年 4月 京都大学医学部 臨床教授（現任）
2018年 5月 アクチュアライズ株式会社 最高科学責任者（現任）
2022年 6月 当社社外取締役（現任）

[重要な兼職の状況]

- ・同志社大学生命医科学部 教授
- ・京都府立医科大学医学部 客員教授
- ・京都大学医学部 臨床教授
- ・アクチュアライズ株式会社 最高科学責任者

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

小泉範子氏は、大学教授として眼科医療と工医学の分野で高い見識と専門性を有しております。また、同志社大学発のベンチャー企業の最高科学責任者として、経営管理にも幅広い知見を有しており、その実績を経営等に活かすことにより、当社の企業価値の向上に資することを期待し、取締役候補者いたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 小原之夫氏、大竹裕子氏及び小泉範子氏は、社外取締役候補者であります。また、小原之夫氏、大竹裕子氏及び小泉範子氏は、東京証券取引所の定める独立役員の資格を満たしており、独立役員として同取引所に届け出ております。
3. 小泉範子氏は、直接会社の経営に関与されたことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
4. 当社は、小原之夫氏、大竹裕子氏及び小泉範子氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する旨の責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。本議案が承認された場合、当社は、各氏との間の当該責任限定契約を継続する予定です。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の職務の執行に関し責任を負うこと、または、該当責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害について補填することとしております。本議案でお諮りする候補者が取締役を選任された場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案

監査役1名選任の件

監査役二瓶ひろ子氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて同氏の選任をお願いするものであります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者

にへいひろこ
二瓶ひろ子

再任

社外

独立

生年月日

1976年8月23日

所有する当社の株式数

一株

在任年数

5年

略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）

1999年4月 ㈱富士銀行（現㈱みずほ銀行）入行
2009年9月 司法修習修了、弁護士登録
2009年10月 外国法共同事業オメルベニー・アンド・マイヤーズ法律事務所
入所 アソシエイト弁護士
2014年9月 オックスフォード大学法学修士号取得
2016年1月 同法律事務所 カウンセル弁護士（現任）
2019年3月 早稲田大学大学院 法学研究科先端法学専攻 知的財産法
LL.M. 先端法学修士号取得
2019年6月 当社社外監査役（現任）
2022年6月 北越コーポレーション㈱社外取締役（現任）
2023年3月 JUKI㈱社外監査役（現任）

〔重要な兼職の状況〕

- ・外国法共同事業オメルベニー・アンド・マイヤーズ法律事務所 カウンセル弁護士
- ・北越コーポレーション㈱社外取締役
- ・JUKI㈱社外監査役

社外監査役候補者とした理由

二瓶ひろ子氏は、弁護士として培ってこられました法律の専門家としての高い見識を有しており、2019年に当社の社外監査役に就任以来、専門的見地から、当社の会社業務全般に対する法務機能強化の観点や、意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言をいただいております。今後も引き続き、当社の経営全般に対して監査・監督をいただけるものと判断し、社外監査役候補者としていたしました。

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 二瓶ひろ子氏は、社外監査役候補者であります。
3. 二瓶ひろ子氏は、東京証券取引所の定める独立役員資格を満たしており、独立役員として同取引所に届け出ております。
4. 当社は、二瓶ひろ子氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。本議案が承認された場合、当社は、同氏との間の当該責任限定契約を継続する予定です。

5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の職務の執行に関し責任を負うこと、または、該当責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害について補填することとしております。本議案でお諮りする候補者が監査役に選任された場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以上

【ご参考】

本総会後の取締役及び監査役のスキルマトリクス

取締役	企業経営	当社事業に関する知見	ガバナンス リスクマネジメント 法務	財務・税務 会計・金融 資本市場	M&A 経営再建	商品企画 生産・技術	化学・工学 薬学・医学	ロジス ティクス	国際経験 海外ビジネス
代表取締役社長 浦壁 昌広	●	●	●	●	●	●		●	●
取締役 杉山 哲也		●	●	●					
取締役 五十嵐 淳	●	●			●	●			
取締役 福田 猛		●				●	●		
取締役 佐藤 隆郎		●				●	●		
取締役 ※ 中村 きく江		●					●		
社外取締役 小原 之夫	●	●	●	●	●				●
社外取締役 大竹 裕子	●	●	●	●	●				
社外取締役 小泉 範子	●	●					●		

監査役

常勤監査役 中山 友之		●				●		●	
常勤監査役 細川 均	●	●				●			
社外監査役 二瓶 ひろ子		●	●						●
社外監査役 林 龍太郎	●	●	●	●					●

※ 中村 きく江は本総会第2号議案での候補者であります。

事業報告

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における日本経済につきましては、為替相場の急激な変動や物価上昇の影響による景気への下振れ懸念が継続しているものの、新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行に伴う行動制限解除による個人消費回復やインバウンド需要等が下支えることで、緩やかながらも着実に正常化が進みました。

国内のコンタクトレンズ市場におきましては、ライフスタイルの変化に伴う近視人口の増加と社会経済活動の正常化による装用機会の増加により需要が増大しております。さらに、1日使い捨てタイプへのシフトが継続していることやミドルエイジ以降の遠近両用コンタクトレンズが伸長していること、また、就寝時に装用し日中裸眼で視力矯正効果が得られるオルソケラトロジーレンズの普及を背景として、市場は拡大しております。

当社が展開をしております、アジアから欧州に至る海外コンタクトレンズ市場におきましては、国や地域により強弱がある中、需要拡大と近視の低年齢化による近視人口の増加により、市場全体は拡大しております。

このような状況の下、当社グループでは、3ヶ年中期経営計画（2021年4月～2024年3月）の最終年度である2024年3月期につきましても、『「見える」に新たな価値を』を実現していくために、「市場競争力の強化・収益力の強化」、「信頼されるモノづくり」、「SDGsの推進」、「安定した株主還元」を最重要施策として、日本国内での安定した成長を軸に、海外各国での需要回復を積極的に取り込むことにより海外事業規模の拡大と収益基盤の強化を進めてまいりましたが、現在、当社では、乱視と遠近両用に特にアクセントを置いたレンズ需要の想定を上回る回復と他社製品供給の不安定等に起因して、「Pureシリーズ」の国内外向け一部商品において、生産量を上回る需要が発生しております。それに伴う在庫の逼迫により、納期の遅延が、昨年夏期から継続的に発生しております。成長する需要の取り込みについては、当社の2024年4月を起点とする中期経営計画（2024年4月～2027年3月）におきましても成長戦略の柱として掲げておりますが、安定した商品供給と市場競争力を高める新商品の量産体制を整備するため、売上拡大の足枷となりうる生産力の抜本的引上げを行う事が不可欠であると考えております。

2024年3月期におきましては、当社の生産拠点である鴻巣研究所では、経年した1号棟の生産設備の更新及び3号棟のライン新規増設により月間最大生産枚数を5,300万枚から5,800万枚へと引き上げました。2025年3月期におきましても、2024年4月に竣工し

た2号棟別館に製造設備が導入され本格稼働することで、月間最大生産枚数が5,800万枚から6,500万枚へと引き上げられ、さらに既存ラインの効率的な運営で、能力を拡大する計画を進めております。加えて、2025年3月期に着工し、2027年3月期に稼働予定である4号棟では第一期計画が完了することにより月間最大生産枚数は7,500万枚まで引き上げられる予定です。今般の公募及び第三者割当による新株発行により調達いたしました資金、約34億円につきましては、2号棟別館の建築資金、及び4号棟の建築資金等の一部に充当し、当社が世界のコンタクトレンズ市場でプレゼンスを発揮することを目標として、商品供給力の強化と開発製造体制を整備することにより、市場競争力と企業価値の向上に努めてまいります。

商品戦略としましては、主力商品である国産の「シード1dayPureシリーズ」に対する需要の高まりを背景に、乱視、遠近両用コンタクトレンズといったスペシャリティレンズの販売に注力してまいりました。また、2023年3月期に市場に投入したシリコーンハイドロゲルレンズの2商品「シード1daySilfa（シルファ）」、「シードAirGrade 1day UV W Moisture（エアグレード ワンデー UV ダブルモイスチャー）」、近年、2週間交換ソフトコンタクトレンズ市場においてシリコーンハイドロゲル素材の需要が年々高まっていることから2024年3月に新発売した「シードAirGrade 2week UV W-Moisture（エアグレード ツーウィーク UV ダブルモイスチャー）」並びにサークルレンズ「シード Eye coffret 1day UV M」、カラーコンタクトレンズ「ベルミー」、オルソケラトロジーレンズ「ブレスオーコレクト®」の普及拡大により更なる売上創出を目指して販売を行ってまいりました。海外市場では、「シード1dayPureシリーズ」を中心に、それぞれの市場特性に合わせて、サークルレンズ、カラーレンズ、「シード1daySilfa（シルファ）」、オルソケラトロジーレンズ、RGPLレンズ、ケア用品等、プロダクトミックスを多様化しております。

これらの事業活動の結果、当連結会計年度において、主に国内のコンタクトレンズ販売が伸長したため、売上高は32,396百万円（前期比5.9%増）となりました。利益につきましては、売上高増加及び生産数量の増加に伴う量産効果による原価率低減が実現されました。また、2023年3月期第2四半期以降からの価格改定により、売上総利益が増加した結果、営業利益2,050百万円（前期比225.5%増）、経常利益2,059百万円（前期比271.5%増）となりました。ドイツ子会社の合理化に伴い繰延税金資産を計上したことや留保金課税対象企業から2024年3月期末時点において外れたこと、また、各種の税制優遇制度が適用となったことから、課税金額が押し下げられたことにより、親会社株主に帰属する当期純利益は1,964百万円(前期は親会社株主に帰属する当期純損失316百万円)となりました。

セグメントの経営成績は次のとおりであります。

(コンタクトレンズ・ケア用品)

国内のコンタクトレンズ販売につきましては、引き続き主力商品である国産の「シード1dayPureシリーズ」を中心とし、2つの異なるベクトルを持つシリコーンハイドロゲルレンズや特に市場での伸長が最も見込まれる遠近両用コンタクトレンズ等の高付加価値商品の拡販に注力してまいりました。「シード1dayPureシリーズ」は需要増により、前期比5.8%増加いたしました。オルソケラトロジーレンズにつきましては、前期比14.6%増と大きく伸長いたしました。サークル・カラーコンタクトレンズにおきましては、販売チャネルの多様化や競合商品の増加の影響もあり、前期比0.5%増と概ね横ばいでの推移となりました。

ケア用品につきましては、オルソケラトロジーレンズ関連のケア用品は増加しましたが、コンタクトレンズの使い捨てタイプへのシフトの影響で前期比1.6%増に留まりました。

海外へのコンタクトレンズ輸出等につきましては、国や地域により差はあるものの、欧州向けや東南アジア向けが堅調に推移しました。これらの増加が、中国向けの製品輸出の停滞をカバーし、前期比22.3%増となりました。

その結果、セグメント全体の売上高は32,280百万円（前期比5.9%増）、営業利益3,275百万円（前期比99.8%増）となりました。

(その他)

その他につきましては、眼内レンズの売上が減少した結果、売上高は115百万円（前期比4.1%減）、営業損失は9百万円（前期営業利益0百万円）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度で実施した設備投資の総額は7,519百万円であり、その主なものは、コンタクトレンズ・ケア用品事業に係る鴻巣研究所の製造設備の導入等によるものであります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、株式の発行にて3,382百万円や金融機関等より長期借入金1,878百万円、短期借入金2,656百万円の調達を実施しております。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3連結会計年度の財産及び損益の状況

区 分	第 65 期 (2021年3月期)	第 66 期 (2022年3月期)	第 67 期 (2023年3月期)	第 68 期 (当連結会計年度) (2024年3月期)
売 上 高 (百万円)	28,617	28,835	30,593	32,396
経 常 利 益 (百万円)	1,211	1,138	554	2,059
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)	1,129	1,153	△316	1,964
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)	45.13	46.09	△12.63	77.40
総 資 産 (百万円)	41,261	41,785	40,011	49,574
純 資 産 (百万円)	11,654	12,532	12,145	17,650
1株当たり純資産額 (円)	459.07	489.63	473.83	573.50

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 第68期の業績につきましては、「1. 企業集団の現況 (1) 当連結会計年度の事業の状況 ① 事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第66期(2022年3月期)の期首から適用しており、以後の連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
(株)シードアイサービス	10百万円	100%	コンタクトレンズ、ケア用品、眼鏡等の販売
上海実瞳光学科技有限公司 (中国)	32,500,000人民元	60%	コンタクトレンズ、ケア用品、眼鏡等の販売
上海実瞳健康科技有限公司 (中国)	3,000,000人民元	100% (100%)	コンタクトレンズ、ケア用品、眼鏡等の販売
香港実瞳健康科技有限公司 (香港)	2,000,000人民元	100% (100%)	コンタクトレンズ、ケア用品、眼鏡等の販売
SEED CONTACT LENS ASIA PTE.LTD. (シンガポール)	1,050,000SG\$	100%	コンタクトレンズ、ケア用品、眼鏡等の販売
SEED CONTACT LENS TAIWAN CO.,LTD. (台湾)	28,000,000NT\$	100%	コンタクトレンズ、眼鏡等の販売
SEED Contact Lens Europe GmbH (ドイツ)	25,000EUR	100%	コンタクトレンズの販売
Contact Lens Precision Laboratories Ltd. (イギリス)	111 £	100%	コンタクトレンズの製造販売
Ultravision International Ltd. (イギリス)	450,000 £	100%	コンタクトレンズの製造販売
Woehlk Contactlinsen GmbH (ドイツ)	25,000EUR	100%	コンタクトレンズの製造販売
Sensimed SA (スイス)	375,000CHF	100%	医療機器の開発、製造及び販売

(注) 当社の出資比率の () 内は、間接所有割合を内数で示しております。

(4) 対処すべき課題

今後の景気見通しにつきましては、賃金上昇等の雇用環境の改善を受けて、日本銀行が2024年3月の金融政策決定会合においてマイナス金利政策の解除を決定しましたが、今後も物価高を上回る所得の増加が個人消費の拡大へと繋がる好循環が続くことにより、緩やかながらも成長が期待できると考えております。その一方で、為替相場の急激な変動や海外動向の影響を受けた物価上昇、人手不足の深刻化等、景気の下振れ要因が多く経済成長に不確実性をもたらしております。

世界の景気見通しにつきましては、米国や一部の国や地域において景気回復の底堅さが確認されているものの、欧州を中心としてインフレ抑制への対応を目的とした金融引き締めにより景気回復の遅れが懸念されております。

また、ロシアによるウクライナ侵攻の長期化や中東情勢の緊迫化を始めとする地政学的リスクも景気回復に大きな影響を及ぼしかねない状況が続いております。中国においても景気の急速な悪化が続いており、回復までの道のりが予測できない状況にあります。

コンタクトレンズの国内市場につきましては、近視人口の増加をはじめとして、1日使い捨てタイプへのシフトやミドルエイジ以降の遠近両用商品等の伸長、オルソケラトロジーレンズの普及が進むことにより、持続的な成長が見込まれると認識しております。世界市場におきましても、近視人口の増加が世界的な社会問題として注目される中、継続して成長していくものと考えられます。

そのような状況が想定される中、当社グループは、2024年4月を起点として策定した新中期経営計画（2024年4月～2027年3月）に基づき、連結売上高500億円を達成し、世界のコンタクトレンズ市場でプレゼンスを発揮するための生産基盤を確保するため、「生産力の抜本的引き上げによる収益力の強化」「国内外のマーケットに対応するサービスの強化と提供」「市場のニーズに合わせたモノづくり」「内部基盤の強化・人材確保と育成」「SDGsの推進」「安定した株主還元」を企業目標達成にむけた成長戦略として取り組んでまいります。

当社は、引き続き主力商品である国産の「シード1dayPureシリーズ」を中心とし、2つの異なるバクトルを持つシリコーンハイドロゲルレンズや特に市場での伸長が最も見込まれる遠近両用コンタクトレンズ等の高付加価値商品の拡販に注力してまいります。生産につきましては、2024年3月期に行った生産設備の更新及びライン新規増設と2025年3月期に稼働する2号棟別館により生産枚数を大きく増加することで、逼迫した在庫状況を改善し、さらなる原価率の低減に取り組んでまいります。また、将来の企業成長を実現するため、近視進行抑制効果のあるコンタクトレンズやDDS（薬物送達システム）コンタクトレンズ、次世代の高酸素透過シリコーンハイドロゲルコンタクトレンズ、スマートコンタクトレンズの第二世代といった商品・分野の開発や治験への投資を積極的に行ってまいります。海外戦略につきましては、管理業務の効率化と経費削減を進めながら、それぞれの地域の特性に合わせた商品投入と、現在の為替水準を生かした積極的な販売活動を行

うことで収益力の改善を目指してまいります。

連結業績見通しにつきましては、グループ全体の業績は売上高36,000百万円と前期比11.1%増を見込んでおります。利益につきましては営業利益2,200百万円、経常利益2,100百万円、親会社株主に帰属する当期純利益1,400百万円を見込んでおります。なお、2025年3月期におきましては、留保金課税対象外企業であることは同様であります。現段階においてその他の税制上の付加的な適用は想定しておりません。

(5) 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

当社グループは、コンタクトレンズの研究開発及び製造販売とコンタクトレンズケア用品、その他商品の販売を主たる業務としております。

事業内容と主要品目は以下のとおりであります。

区 分	主 要 品 目
コンタクトレンズ・ケア用品事業	
コンタクトレンズ	ハード、ソフトタイプのコンベンショナル（従来型）レンズ、ディスポーザブル（使い捨て）レンズ、オルソケラトロジーレンズ、その他
コンタクトレンズケア用品	洗浄液、保存液、酵素洗浄液、化学消毒液、保存ケース、その他
そ の 他	眼鏡、眼内レンズ、その他

(6) 主要な営業所及び工場 (2024年3月31日現在)

①当社

本社 東京都文京区本郷2丁目40番2号

シード第2ビル 東京都文京区本郷2丁目27番13号

鴻巣研究所 埼玉県鴻巣市袋1030番地7

営業所 東京、札幌、仙台、名古屋、関西、岡山、広島、福岡

(注)当社は、本社ビルの建替えに伴い、本社を東京都千代田区神田錦町2-11三洋安田ビルに仮移転しております。

②子会社の状況

【(3)重要な親会社及び子会社の状況】をご参照ください。

(7) 使用人の状況 (2024年3月31日現在)

①企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
コンタクトレンズ・ケア用品事業	889 (307) 名	△17 (72) 名
その他	15 (2) 名	- (△1) 名
全社 (共通)	58 (9) 名	5 (7) 名
合計	962 (318) 名	△12 (78) 名

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
 2. 全社 (共通) として記載されている使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。
 3. 当年度から、「眼鏡事業」については、「その他」として記載しております。

②当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
732 (274) 名	△7 (73) 名	36.2歳	12.5年

- (注) 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2024年3月31日現在)

借入先	借入残高
(株)三井住友銀行	3,489百万円
(株)みずほ銀行	3,421百万円
(株)日本政策投資銀行	2,285百万円
三井住友信託銀行(株)	2,098百万円
(株)りそな銀行	1,632百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2024年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 79,272,000株
- ② 発行済株式の総数 30,265,922株 (自己株式76株含む)
- ③ 株主数 27,245名
- ④ 大株主(上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社SMBC信託銀行	5,447千株	18.0%
みずほ信託銀行株式会社	4,319千株	14.3%
野村信託銀行株式会社	3,605千株	11.9%
三井住友信託銀行株式会社 (信託口 甲1号)	1,396千株	4.6%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,239千株	4.1%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1,024千株	3.4%
浦壁 昌広	618千株	2.0%
株式会社日本カストディ銀行 (年金特金口)	270千株	0.9%
井上 忠	258千株	0.9%
シード社員持株会	228千株	0.8%

- (注) 1. 株式会社SMBC信託銀行、みずほ信託銀行株式会社、野村信託銀行株式会社及び三井住友信託銀行株式会社の所有株式数については、委託者である新井隆二氏が議決権の指図権を留保しております。
2. 上記の持株比率は自己株式76株を控除して算出しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員等が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ③ 現に発行している新株予約権 (その他新株予約権の状況)
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状態

① 取締役及び監査役の状態 (2024年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	浦 壁 昌 広	一般社団法人日本コンタクトレンズ協会 副会長
取 締 役	杉 山 哲 也	管理本部長兼経理部長
取 締 役	五 十 嵐 淳	営業本部長
取 締 役	福 田 猛	生産技術本部長兼生産管理部長
取 締 役	佐 藤 隆 郎	研究開発本部長
取 締 役	小 原 之 夫	
取 締 役	大 竹 裕 子	大竹裕子公認会計士・税理士事務所 公認会計士 (株)プロビタス代表取締役
取 締 役	小 泉 範 子	同志社大学生命医科学部 教授 京都府立医科大学医学部 客員教授 京都大学医学部 臨床教授 アクチュアライズ(株) 最高科学責任者
常 勤 監 査 役	中 山 友 之	
常 勤 監 査 役	細 川 均	
監 査 役	二 瓶 ひ ろ 子	外国法共同事業オメルベニー・アンド・マイヤーズ法律 事務所 カウンセル弁護士 北越コーポレーション(株) 社外取締役 JUKI(株) 社外監査役
監 査 役	林 龍 太 郎	

- (注) 1. 取締役小原之夫氏、大竹裕子氏及び小泉範子の各氏は社外取締役であります。
2. 監査役二瓶ひろ子氏及び林龍太郎氏は、社外監査役であります。
3. 社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 取締役大竹裕子氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役二瓶ひろ子氏は、弁護士の資格を有しております。
6. 取締役細川均氏は、2023年6月27日をもって、取締役を辞任により退任いたしました。なお、退任時における担当は営業本部長でありました。

② 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は国内海外子会社を含む取締役、監査役及び執行役員であり、被保険者は、役員等賠償責任保険契約の保険料の10%にあたる額を負担しております。当該保険契約により被保険者の役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、該当責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害について補填することとされています。ただし法令違反の行為のあることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されない等、一定の免責事由があります。

③ 取締役及び監査役の報酬等

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針等

取締役及び執行役員の報酬は、企業の持続的な成長のために、適切な人材の登用と処遇管理により優秀な経営者人材を確保し、加えてコーポレートガバナンス・コードに適応し、投資家の目線・開示要求を反映した仕組みとすることを目的として、2018年6月27日取締役会にて役員報酬制度を改定しており、基本報酬と業績連動報酬、株式取得目的報酬で構成されています。なお、業績連動報酬は、企業業績及び各担当業務の貢献度と連動し、年度毎に支給額を決定します。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a. 役員の報酬等に関する株主総会の決議

各取締役の報酬額は、株主総会（1988年6月29日）で決定された報酬枠（報酬限度額150万円以内）の範囲内で、役位や在職期間における会社の業績等を総合的に勘案し、合理的に決定しております。なお、決定当時の取締役は11名であります。監査役の報酬額は、株主総会（2023年6月27日）で決定された報酬枠（報酬限度額40万円以内）の範囲内で、監査役の協議で決定した基準に従って算定しております。なお、決定当時の監査役4名であります。

b. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は、取締役会にて決定しております。なお、2018年6月27日の取締役会にて役員報酬制度の改定、2023年6月27日の取締役会にて2023年度の役員報酬額について審議を行っております。

c. 業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等の支給割合の決定に関する方針

取締役の報酬は、基本報酬と業績連動報酬、株式取得目的報酬で構成されており、基本報酬と業績連動報酬の割合は50%ずつに設定し、その他株式取得目的報酬を上乗せして構成されております。役位毎の業績連動報酬は標準を基本報酬と同額とし、業績評価と連動し、代表取締役は50%～150%、代表取締役以外の取締役は60%～140%のレンジで変動するものとしております。

なお、社外取締役及び監査役は、独立した立場で責務を果たすことができるようにするため、基本報酬のみとしております。

d. 業績連動報酬に係る指標

業績連動報酬は、企業業績並びに各取締役の貢献度と連動して決定しており、指標として売上高・営業利益・ROE・EBITDAの当初計画に対する達成度を用いております。当該指標を選択した理由は、当該指標が会社業績及び財務バランスを測る指標として一般的且つ適切と考えられるためです。また、代表取締役以外の取締役については、各担当部門の計画に対する達成度も反映して決定しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬	株式取得目的 報酬	退職慰労金	
取締役 (うち社外取締役)	58 (14)	42 (14)	15 (-)	-	0 (-)	9 (3)
監査役 (うち社外監査役)	27 (9)	27 (9)	-	-	-	4 (2)
合計 (うち社外役員)	85 (24)	69 (24)	15 (-)	-	0 (-)	13 (5)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 業績連動報酬は、当該報酬の当事業年度における費用計上額です。
3. 株式取得目的報酬は、2022年4月11日開催の取締役会において一時不支給とすることを決議しております。
4. 取締役会は、代表取締役社長 浦壁昌広に対し、各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。
5. 役員ごとの報酬等の総額につきましては、1億円以上を支給している役員はおりませんので記載を省略しております。
6. 上記には、2023年6月27日をもって退任した取締役1名、2023年6月27日に就任した監査役1名を含んでおります。

⑤ 社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・ 取締役大竹裕子氏は、大竹裕子公認会計士・税理士事務所の公認会計士、(株)プロビタスの代表取締役であります。当社と各兼職先との間に特別の関係はありません。
 - ・ 取締役小泉範子氏は、同志社大学生命医科学部 教授、京都府立医科大学医学部 客員教授、京都大学医学部 臨床教授、アプチュアライズ(株) 最高科学責任者であります。当社と各兼職先との間に特別の関係はありません。
 - ・ 監査役二瓶ひろ子氏は、外国法共同事業オメルベニー・アンド・マイヤーズ法律事務所のカウンセル弁護士、北越コーポレーション(株)の社外取締役、JUKI(株)の社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況

地 位	氏 名	主な活動状況
取 締 役	小 原 之 夫	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席し、会社経営者としての長年の経験と見識からの助言や提言を行っております。
取 締 役	大 竹 裕 子	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席し、公認会計士としての専門的見地から、また、会社経営者としての長年の経験と見識からの助言や提言を行っております。
取 締 役	小 泉 範 子	当事業年度に開催された取締役会17回のうち16回出席し、大学教授としての専門的見地から、また、ベンチャー企業の最高科学責任者として有する経営管理や幅広い知見からの助言や提言を行っております。
監 査 役	二 瓶 ひ ろ 子	当事業年度に開催された取締役会17回のうち15回、監査役会14回の全てに出席し、弁護士としての専門的見地から、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
監 査 役	林 龍 太 郎	当事業年度に開催された取締役会17回、監査役会14回の全てに出席し、学校法人監査室長であった経験と見識から、中立的・客観的な発言を行っております。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	60百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	62百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適

切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

3. 当社の重要な子会社のうち、上海実瞳光学科技有限公司（中国）、SEED CONTACT LENS ASIA PTE.LTD.（シンガポール）、SEED CONTACT LENS TAIWAN CO.,LTD.（台湾）、SEED Contact Lens Europe GmbH（ドイツ）、Contact Lens Precision Laboratories Ltd.（イギリス）、Ultravision International Ltd.（イギリス）、Woehlk Contactlinsen GmbH（ドイツ）、Sensimed SA（スイス）は、当社の会計監査人以外の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外であるコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会社法第340条に定める解任事由に該当すると監査役会が判断した場合のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と判断した場合には、監査役会の決定により、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提案いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要及びその運用状況は以下のとおりであります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①取締役による職務執行の監督機能を維持・向上するため、独立性を考慮した社外取締役の継続的な選任を行う。

【運用状況】

「社外役員の独立性に関する基準」を制定し、この基準を満たした社外取締役を選任することとしております。

- ②当社は、取締役及び使用人が、法令・定款に遵守した行動をとるべく「シードグループ行動規範」を制定し、これに基づき、社会的な信頼を獲得すべく適法かつ公正な事業活動に努める。

【運用状況】

シードの使命、経営理念及び行動規範で構成される企業ビジョン等は、社内に掲示、また、イントラネットシステムで常に関連できる状態にあり、機会のある毎に社内の周知徹底を図っております。

- ③コンプライアンス体制の充実・強化を推進するために、代表取締役社長を議長とし、必要に応じて専門家（弁護士）も加えたコンプライアンス委員会を設置する。また、取締役及び使用人からの通報・相談窓口を法務部コンプライアンス室と経営から独立している常勤監査役とし、匿名での通報を認めるとともに、通報者に対して不利益な取扱いを行わない。

【運用状況】

コンプライアンス委員会を7回開催しております。通報者保護に関しては、コンプラ

イアンス管理規程に明記する等、適切な運用を行っております。また、コンプライアンス体制の充実・強化を推進するため、コンプライアンス基本方針を策定し、社内規則の周知徹底と社内研修による教育等を定期的実施しております。

- ④監査役は、独立した立場から、内部統制システムの構築・運用状況を含め、取締役の職務執行を監査する。

【運用状況】

取締役会、必要に応じ経営会議及び各種委員会等に出席し、監査役の立場から積極的に発言をしております。

- ⑤内部監査部門は、内部統制の評価ならびに業務の適正性及び有効性について監査する。

【運用状況】

監査部は、毎期、内部監査計画を策定し、内部監査を実施しております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・当社は、文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、保存する。取締役及び監査役は、文書管理規程により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

【運用状況】

上記に係る文書等は、文書管理規程に基づき保存年限や所管部署等を定め適切に管理しております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①コンプライアンス、市場環境、製品品質、知的財産及び災害等に係るリスクについては、それぞれの所管部署において担当、各部門長が管理を行い、リスク発生の抑止及び軽減に取り組む。

- ②新たに生じたリスクに関しては、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、経営企画部が窓口となり、速やかに対応を行う。

【運用状況】

リスク管理と情報セキュリティの維持に関し、リスクの防止及び会社損失の最小化を図ることを目的にリスク・セキュリティ管理委員会を5回開催しており、適切に管理されております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①当社は、定例取締役会を毎月1回開催し、経営における重要事項や取締役の業務執行状況等の監督を行う。また、効率的な経営判断・意思決定を行うために、経営会議を開催（適宜）し、代表取締役社長、常勤監査役、取締役・担当部長・担当部署等が出席し議論を行う。

【運用状況】

当事業年度は、取締役会を定例、臨時を合わせて17回開催しております。また、経営会議につきましても、経営会議規程に基づき、適宜適切に開催しております。

- ②会社の各部門の目標の進捗状況確認と対応策等を立案するため、各部門長は代表取締役社長及び担当取締役出席の下、毎月1回レビューを開催する。

【運用状況】

レビューにつきましては、毎月開催され、その内容に応じ、経営会議や取締役会に協議または報告がされており、多面的な検討を実施することで、目標の進捗確認と達成に向けて適切に管理を実施しております。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**①子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制**

- ・当社は、国内、海外における関係会社管理規程に従い、子会社管理強化のための担当部門（リテール事業管理部・国際事業本部）を設置し、各子会社が内部取引規程や会社規程を遵守した活動を行っているか管理を行う。それぞれの担当部門長は、必要に応じて、会議の開催、関連資料等の提出を担当者に求める。
- ・月一回開催する国内子会社の取締役会には、代表取締役社長が参加することを求める。
- ・月一回開催する海外子会社とのレビューには、代表取締役社長が参加することを求める。

【運用状況】

経営理念や企業ビジョンならびに行動規範等は、社内に掲示、また、イントラネットシステムで常に閲覧できる状態にあり、機会のある毎に社内の周知徹底を図っており、また、コンプライアンス体制の充実・強化を推進するため、社内規則の周知徹底と社内研修による教育等を定期的実施しております。

また、国内子会社の取締役会、海外子会社との電話会議によるレビューには、代表取締役社長が参加し適切に運用がされております。

②子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社は、当社グループ全体におけるリスクの管理と情報セキュリティの維持に関して、リスクの防止及び会社損失の最小化を図るため、リスク・セキュリティ管理委員会規程を策定し、同規程において子会社にリスクマネジメントを行うことを求めるとともに、グループ全体のリスクマネジメント推進のためリスク・セキュリティ管理委員会を開催し、リスクを網羅的・統括的に管理する。

【運用状況】

3. ①、②と同様

③子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・当社は、国内、海外における関係会社管理規程を制定し、子会社に関する業務の円滑化を図り、育成強化するとともに、相互の利益と発展をもたらすよう、適切な指導を行う。
- ・子会社の取締役または監査役を当社から派遣し、取締役は子会社の取締役の職務執行を監督し、監査役は子会社の業務執行を監査する。

【運用状況】

上記①と同様

④子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・当社は、子会社の取締役及び使用人が、法令・定款に遵守した行動をとるべく「株式会社シード役員行動指針」を子会社に対しても適用し、これに基づき、社会的な信頼を獲得すべく適法かつ公正な事業活動に努める。
- ・当社は、子会社に対し、内部監査規程及び国内、海外における関係会社管理規程に基づき、業務監査を実施することとし、監査は監査部が実施するほか、必要と認めたときは

会社の監査役も実施する。

【運用状況】

1. ②及び5. ①と同様

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- ・ 当社は、監査役の職務を補助する担当者を置くこととする。また、必要に応じて各部門より業務補助のための補助者を監査役と人事教育部長と協議のうえ任命することができる。

【運用状況】

監査役の職務を補助する担当者や必要に応じ任命された補助者にて業務補助にあたり、監査役会の指揮に基づき適切に運営されております。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ・ 補助者の人事異動・人事評価・懲戒処分に際して、監査役会の承認を得なければならないものとする。

【運用状況】

上記のとおり適切に運営されております。

8. 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・ 当社は、その補助者に関し、監査役の指揮命令に従う旨を当社の取締役及び使用人に周知徹底する。

【運用状況】

上記方針を徹底しております。

9. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

① 当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

- ・ 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した際は、速やかに監査役に報告をする。
- ・ 常勤監査役は、取締役会の他、経営会議等の重要な会議に出席するとともに、稟議書等の重要文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人に報告を求めるものとする。

【運用状況】

上記方針を徹底し、取締役会や経営会議等に出席することにより、必要な情報を得ており、また監査役の業務を補助する担当者や監査部、その他必要に応じた各部門との打合せ等で、必要な報告を実施しております。

② 子会社の取締役・監査役等及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

- ・ 子会社の取締役及び使用人は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
- ・ 子会社の取締役及び使用人は、法令等の違反行為等、当社または当社の子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、直ちに当社の監査役へ報告する。

【運用状況】

上記方針を徹底し、取締役会や経営会議等に出席することにより、必要な情報を得ており、また、常勤監査役は、国内子会社の取締役会、海外子会社との電話会議によるレビューに参加し、質疑応答を実施することで、必要な報告を受けております。

10. 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ・当社は、監査役への報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役及び使用人に周知徹底する。

【運用状況】

1. ③を徹底しております。

11. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続き、その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- ・監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、経理部において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

【運用状況】

上記方針を徹底しております。

なお、当事業年度においては、当該費用処理等は発生しておりません。

12. 監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査役会は、代表取締役社長、会計監査人とそれぞれ定期的に会合を開催し、意見交換を行うものとする。また、必要に応じて専門の弁護士、会計士を起用し、監査業務に関する助言を受ける機会を保証する。

【運用状況】

上記方針を徹底しており、監査役会は、代表取締役社長、会計監査人と定期的に意見や情報交換のための会合を適切に実施しております。

13. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

- ・当社のコンプライアンスマニュアルにおいて『反社会的な活動や勢力に対して毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。』旨の定めがあり、これを全社員及び子会社に対し周知徹底を図っております。

なお、コンプライアンスマニュアルの制定及び改訂に関しては、コンプライアンス委員会において協議・承認されるものとする。

【運用状況】

新規取引先との契約締結に際しましては、反社会的勢力の排除に関する覚書を交わし、反社会的勢力対応規程に基づき、入念な審査を行った後、取引を開始しております。

連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	22,322	流 動 負 債	19,566
現金及び預金	9,889	支払手形及び買掛金	754
受取手形及び売掛金	4,429	短期借入金	13,498
商品及び製品	4,776	リース債務	1,410
仕掛品	447	未払金	2,348
原材料及び貯蔵品	1,372	未払費用	214
前渡金	48	未払法人税等	499
未収入金	782	未払消費税等	80
その他の	600	賞与引当金	474
貸倒引当金	△24	設備関係支払手形	119
固 定 資 産	27,252	製品保証引当金	80
有形固定資産	23,989	その他の	85
建物及び構築物	9,279	固 定 負 債	12,357
機械装置及び運搬具	1,186	長期借入金	4,893
土地	6,178	リース債務	4,380
リース資産	5,285	退職給付に係る負債	2,925
建設仮勘定	1,483	資産除去債務	39
その他の	576	繰延税金負債	4
無形固定資産	1,042	その他の	113
のれん	434	負債合計	31,923
その他の	607	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	2,220	株 主 資 本	16,440
投資有価証券	815	資本金	3,532
長期貸付金	42	資本剰余金	4,774
固定化営業債権	363	利益剰余金	8,133
長期前払費用	3	自己株式	△0
敷金	245	その他の包括利益累計額	916
差入保証金	72	その他有価証券評価差額金	297
繰延税金資産	1,067	繰延ヘッジ損益	98
その他の	10	為替換算調整勘定	293
貸倒引当金	△399	退職給付に係る調整累計額	226
資産合計	49,574	非 支 配 株 主 持 分	293
		純資産合計	17,650
		負債純資産合計	49,574

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		32,396
売上原価		18,213
売上総利益		14,183
販売費及び一般管理費		12,133
営業利益		2,050
営業外収益		
受取利息	1	
受取配当金	11	
受取貸料	23	
受取保険金	13	
為替差益	139	
助成金収入	45	
売電収入	45	
その他	26	306
営業外費用		
支払利息	213	
株式交付費用	21	
売電費用	26	
その他	36	297
経常利益		2,059
特別利益		
投資有価証券売却益	91	
その他	0	91
特別損失		
減損損失	6	
固定資産除却損	25	
投資有価証券評価損	1	
関係会社株式評価損	35	69
税金等調整前当期純利益		2,081
法人税、住民税及び事業税	467	
法人税等調整額	△349	117
当期純利益		1,963
非支配株主に帰属する当期純損失(△)		△0
親会社株主に帰属する当期純利益		1,964

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（ 2023年 4月 1日から
2024年 3月31日まで ）

(単位:百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	1,841	3,103	6,470	△0	11,415
当連結会計年度変動額					
新 株 の 発 行	1,691	1,691			3,382
連結子会社株式の取得による持分の増減		△20			△20
剰 余 金 の 配 当			△300		△300
親会社株主に帰属する当期純利益			1,964		1,964
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	1,691	1,671	1,663	△0	5,025
当 期 末 残 高	3,532	4,774	8,133	△0	16,440

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					非支配株主分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	239	△2	150	59	446	283	12,145
当連結会計年度変動額							
新 株 の 発 行							3,382
連結子会社株式の取得による持分の増減							△20
剰 余 金 の 配 当							△300
親会社株主に帰属する当期純利益							1,964
自己株式の取得							△0
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	58	100	143	167	469	9	479
当連結会計年度変動額合計	58	100	143	167	469	9	5,505
当 期 末 残 高	297	98	293	226	916	293	17,650

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

連結子会社の数

11社

主要な連結子会社の名称

(株)シードアイサービス
上海実瞳光学科技有限公司 (中国)
SEED CONTACT LENS ASIA PTE.LTD. (シンガポール)
SEED CONTACT LENS TAIWAN CO.,LTD.(台湾)
SEED Contact Lens Europe GmbH(ドイツ)
Contact Lens Precision Laboratories Ltd. (イギリス)
Ultravision International Ltd. (イギリス)
Woehlk Contactlinsen GmbH(ドイツ)
Sensimed SA (スイス)
上海実瞳健康科技有限公司 (中国)
香港実瞳健康科技有限公司 (香港)

なお、当連結会計年度においてWoehlk-Contact-Linsen Vertriebs GmbH (オーストリア) は、清算手続きが完了し、消滅しております。

非連結子会社の状況

非連結子会社の数

5社

非連結子会社の名称

SEED CONTACT LENS (M) SDN.BHD. (マレーシア)
横浜近視予防研究所(株)
SEED CONTACT LENS VIET NAM CO.,LTD.(ベトナム)
上海実瞳商務咨询有限公司 (中国)
上海実瞳視光医療科技有限公司 (中国)

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

- (2) 持分法の適用に関する事項
- | | |
|--------------------------|---|
| 持分法適用の関連会社の数 | 該当ありません。 |
| 持分法を適用していない
非連結子会社の数 | 5社 |
| 持分法を適用していない
非連結子会社の名称 | SEED CONTACT LENS (M) SDN.BHD. (マレーシア)
横浜近視予防研究所(株)
SEED CONTACT LENS VIET NAM CO.,LTD.(ベトナム)
上海実瞳商務咨询有限公司 (中国)
上海実瞳視光医療科技有限公司 (中国) |
| 持分法を適用しない理由 | 持分法を適用していない非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等から見て、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためであります。 |
- (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項
- 連結子会社のうち、上海実瞳光学科技有限公司、SEED CONTACT LENS ASIA PTE.LTD.、SEED CONTACT LENS TAIWAN CO.,LTD.他、海外子会社7社の決算日は、12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。
- (4) 会計方針に関する事項
- ①重要な資産の評価基準及び評価方法
- | | |
|------------|---|
| イ. 有価証券 | |
| その他有価証券 | |
| 市場価格のない株式等 | 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） |
| 以外のもの | 移動平均法による原価法 |
| 市場価格のない株式等 | 時価法 |
| ロ. デリバティブ | 時価法 |
| ハ. 製品、仕掛品 | 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定） |
| 商品、原材料、貯蔵品 | 主として、先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定） |
- ②固定資産の減価償却の方法
- イ. 有形固定資産（リース資産を除く）当社及び国内連結子会社は定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。また、在外連結子会社は定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
- | | |
|-----------|-------|
| 建物及び構築物 | 3～60年 |
| 機械装置及び運搬具 | 2～17年 |
| その他 | 2～20年 |

- ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）定額法を採用しております。
ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- 八. リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- ③重要な引当金の計上基準
- イ. 貸倒引当金
売掛金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ. 賞与引当金
従業員の賞与支給に備えるため、賞与の支給見込額に基づき計上しております。
- ハ. 製品保証引当金
販売済み製商品に対して、保証期間内に発生が見込まれる交換費用等に充てるため、過年度の実績を基礎に保証による将来の交換費用等発生見込を計上しております。
- ④退職給付に係る会計処理の方法
- イ. 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ロ. 数理計算上の差異及び
過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。
- ⑤重要な収益及び費用の計上基準
当社グループは主にコンタクトレンズ、ケア用品、眼鏡の販売を行っており、商品および製品の販売については、当該商品及び製品の引渡時において、顧客に当該商品及び製品に対する支配が移転し、履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。ただし、商品及び製品の国内販売については、出荷時から当該商品及び製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるものについては、出荷時に収益を認識しております。
- ⑥外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。また、為替予約の振当処理の対象となっている外貨建金銭債権債務については、当該為替予約の円貨額に換算しております。なお、在外子会社の資産及び負債は決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

⑦重要な繰延資産の処理方法

株式交付費については、支出時に全額費用として処理しております。

⑧重要なヘッジ会計の方法

イ、ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約について振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を行っております。

ロ、ヘッジ手段とヘッジ対象

外貨建取引（金銭債権債務、予定取引）をヘッジ対象とし、為替予約取引をヘッジ手段として用いております。

ハ、ヘッジ方針

外貨建取引の為替変動リスクをヘッジするために為替予約取引を用いており、外貨建取引（金銭債権債務、予定取引）の範囲内で為替予約を行っております。

二、ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段に関する重要な条件がヘッジ対象と同一であり、ヘッジ開始時及びその後においても継続して相場変動が完全に相殺されるものであると想定することができるためヘッジの有効性の判定は省略しております。

⑨のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、10年間の定額法により償却を行っております。

2. 会計上の見積りに関する注記

棚卸資産の評価

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

商品及び製品	4,776百万円
棚卸資産評価損	387百万円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

棚卸資産は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により評価しており、取得原価と当連結会計年度末における正味売却価額のいずれか低い方の金額で評価しております。また、収益性の低下に基づき簿価を切り下げた金額は原則として売上原価に含めております。製品に含まれる長期滞留の棚卸資産に対しては、過去の販売実績及び将来の売上予算を基礎に製品を出荷期限内で出荷する可能性を検討したうえで、現時点において出荷が見込まれない棚卸資産の取得価額を切り下げしております。

当連結会計年度末において収益性の低下が認められた棚卸資産に対して、上記方法に基づく簿価切下げによる評価損387百万円を計上しております。

当該見積りは、景気動向や顧客ニーズの変化などの将来の経済環境の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際の将来販売予測が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において売上原価の金額に重要な影響を与える可能性があります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

次の資産を、長期借入金929百万円（1年内返済予定の長期借入金を含む）、短期借入金1,122百万円の担保に供しております。

建物及び構築物	4,808	(2,161)	百万円
機械装置及び運搬具	0	(0)	
土地	2,392	(996)	
有形固定資産その他	0	(0)	
合計	7,202	(3,159)	

() 内書きは工場財団抵当に供している資産であります。

- (2) 顧客との契約から生じた債権の残高は、以下のとおりです。
 受取手形及び売掛金 4,415百万円
- (3) 有形固定資産の減価償却累計額 21,929百万円
 なお、上記減価償却累計額には、有形固定資産の減損損失累計額が含まれております。

4. 連結損益計算書に関する注記

減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失(百万円)
SEED CONTACT LENS ASIA	その他	リース資産	5
PTE.LTD. (シンガポール)		有形固定資産(その他)	1
合 計			6

当社グループは、原則として工場用資産、営業用資産、賃貸用資産、共用資産等の区分により、また、店舗展開している子会社については店舗を基本単位として、その他の子会社については会社を基本単位としてグループピングしております。当連結会計年度において、SEED Contact Lens ASIA Pte.Ltd.において経営環境の悪化等により今後の収益性の低下が認められることから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、リース資産5百万円及び有形固定資産（その他）1百万円を減損損失として特別損失に計上しました。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 発行済株式の総数に関する事項 普通株式 30,265,922株
- (2) 剰余金の配当に関する事項
 配当金支払額等
 2023年6月27日開催の第67回定時株主総会決議による配当に関する事項
- ・配当金の総額 300百万円
 - ・配当の原資 利益剰余金
 - ・1株当たり配当額 12円
 - ・基準日 2023年3月31日
 - ・効力発生日 2023年6月28日
- 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの
 2024年6月25日開催予定の第68回定時株主総会において次のとおり付議いたします。
- ・配当金の総額 453百万円
 - ・配当の原資 利益剰余金
 - ・1株当たり配当額 15円
 - ・基準日 2024年3月31日
 - ・効力発生日 2024年6月26日

6. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項
 当社（グループ）は、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等の金融機関からの借入により資金調達を行っております。
- 受取手形及び売掛金に係る得意先の信用リスクは、与信管理規程に従い債権管理を行うこととし、毎月1回債権管理会議を行い貸倒れのリスク低減に取り組んでおります。
- 投資有価証券は株式であり、上場株式については四半期毎に時価の把握を行っております。

支払手形及び買掛金は、すべてが1年以内の支払期日であります。
借入金は、運転資金として短期借入金、設備投資資金として長期借入金により調達しております。
デリバティブは仕入商品の為替変動リスクを回避するため、為替予約を設定しており、支払いキャッシュ・フローの固定化をしております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
①投資有価証券※1 其他有価証券	646百万円	646百万円	－百万円
資 産 計	646	646	－
②長期借入金	4,893	4,891	△2
③リース債務（固定）	4,380	4,606	225
負 債 計	9,274	9,497	222
④デリバティブ取引※2	141	141	－

※1. 市場価格のない株式等は①投資有価証券には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区 分	当連結会計年度
非上場株式	169百万円

※2. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

※3. 「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」、「未収入金」、「長期貸付金」、「固定化営業債権」、「支払手形及び買掛金」、「短期借入金」、「リース債務（流動）」、「未払金」、「未払法人税等」、「未払消費税等」、「設備関係支払手形」については、現金であること及び短期間で決済されるため帳簿価額が時価に近似するものであること、連結貸借対照表価額から貸倒見積額を控除した金額が時価に近似することから記載を省略しております。

(注) 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

①投資有価証券

株式は取引所の価格によっております。

②長期借入金、③リース債務（固定）

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規の借入またはリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

④デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引の時価については、取引先金融機関より提示された価格によっております。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	646百万円	－ 百万円	－ 百万円	646百万円
デリバティブ取引 通貨関連	－	141	－	141
資産計	646	141	－	787

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	－ 百万円	4,891百万円	－ 百万円	4,891百万円
リース債務	－	4,606	－	4,606
負債計	－	9,497	－	9,497

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金及びリース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる利益を分解した情報

顧客との契約から生じる利益を分解した情報は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	売上区分		合計
	コンタクトレンズ・ ケア用品	その他	
一時点で移転される財	32,218	115	32,334
顧客との契約から生じる収益	32,218	115	32,334
その他の収益	62	—	62
外部顧客への売上	32,280	115	32,396

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

コンタクトレンズ・ケア用品事業における製商品は、販売数量や販売金額等の一定の目標の達成を条件としたリベート（以下、達成リベート）等を付けて販売される場合があります。その場合の取引価格は、顧客との契約において約束された対価から達成リベート等の見積りを控除した金額で算定しております。達成リベート等の見積りは過去の実績等に基づく最頻値法を用いており、収益は重大な戻入れが生じない可能性が非常に高い範囲でのみ認識しております。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

当連結会計年度に認識されていた収益のうち、期首現在の契約負債はありません。なお、当連結会計年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額はありません。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 573円50銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 77円40銭 |

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	19,308	流動負債	19,116
現金及び預金	7,940	支払手形	412
受取手形	433	買掛金	278
売掛金	4,601	短期借入金	11,430
商品及び製品	3,998	1年内返済予定長期借入金	2,072
仕掛品	163	リース債務	1,410
原材料及び貯蔵品	1,287	未払金	2,107
前渡金	48	未払費用	143
前払費用	221	未払法人税等	496
未収入金	839	設備関係支払手形	119
その他	189	賞与引当金	457
貸倒引当金	△415	製品保証引当金	80
固定資産	29,041	その他	106
有形固定資産	23,157	固定負債	11,509
建物	8,766	長期借入金	4,835
構築物	139	リース債務	4,375
機械装置	978	退職給付引当金	2,144
車両運搬具	2	資産除去債務	39
工具器具及び備品	413	その他	113
土地	6,091	負債合計	30,625
リース資産	5,285	純資産の部	
建設仮勘定	1,480	株主資本	17,346
無形固定資産	971	資本金	3,532
のれん	314	資本剰余金	4,800
その他	656	資本準備金	4,165
投資その他の資産	4,912	その他資本剰余金	635
投資有価証券	535	利益剰余金	9,012
関係会社株式	2,735	利益準備金	120
長期貸付金	6	その他利益剰余金	8,892
関係会社長期貸付金	738	固定資産圧縮積立金	228
固定化営業債権	200	別途積立金	1,000
繰延税金資産	689	繰越利益剰余金	7,663
その他	289	自己株式	△0
貸倒引当金	△283	評価・換算差額等	378
資産合計	48,349	その他有価証券評価差額金	279
		繰延ヘッジ損益	98
		純資産合計	17,724
		負債純資産合計	48,349

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

損益計算書

(2023年 4 月 1 日から
2024年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		29,438
売上原価		17,226
売上総利益		12,211
販売費及び一般管理費		9,820
営業利益		2,391
営業外収入		
受取利息及び配当金	12	
為替差益	142	
受取賃貸料	25	
受取保険金	13	
助成金収入	31	
売電収入	45	
その他	23	293
営業外費用		
支払利息	212	
株式交付費用	21	
売電費用	26	
その他	47	308
経常利益		2,377
特別利益		
投資有価証券売却益	91	91
特別損失		
固定資産除却損	0	
貸倒引当金繰入	64	
投資有価証券評価損	1	
関係会社株式評価損	355	422
税引前当期純利益		2,046
法人税、住民税及び事業税	461	
法人税等調整額	△217	244
当期純利益		1,802

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（ 2023年 4月 1日から
2024年 3月31日まで ）

(単位：百万円)

	株 主 資 本									
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金					
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金				利益剰余金合計
					固定資産圧積	資産縮小金	別積立金	途金	繰越利益剰余金	
当 期 首 残 高	1,841	2,474	635	3,109	120	228	1,000		6,161	7,510
当 期 変 動 額										
新 株 の 発 行	1,691	1,691		1,691						
剰 余 金 の 配 当									△300	△300
当 期 純 利 益									1,802	1,802
自己株式の取得										
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)										
当 期 変 動 額 合 計	1,691	1,691	-	1,691	-	-	-	-	1,502	1,502
当 期 末 残 高	3,532	4,165	635	4,800	120	228	1,000		7,663	9,012

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	自己株式	株 主 資 本 合 計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	△0	12,461	231	△2	228	12,690
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行		3,382				3,382
剰 余 金 の 配 当		△300				△300
当 期 純 利 益		1,802				1,802
自己株式の取得	△0	△0				△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			48	100	149	149
当 期 変 動 額 合 計	△0	4,884	48	100	149	5,033
当 期 末 残 高	△0	17,346	279	98	378	17,724

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

- | | |
|-----------------------|---|
| (1) 有価証券の評価基準及び評価方法 | |
| 子会社株式及び関連会社株式 | 移動平均法による原価法 |
| その他有価証券 | |
| 市場価格のない株式等 | 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） |
| 以外のもの | |
| 市場価格のない株式等 | 移動平均法による原価法 |
| (2) デリバティブの評価基準及び評価方法 | |
| デリバティブ | 時価法 |
| (3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法 | |
| 製品、仕掛品 | 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定） |
| 商品、原材料、貯蔵品 | 先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定） |
| (4) 固定資産の減価償却の方法 | |
| 有形固定資産（リース資産を除く） | 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。 |
| 無形固定資産（リース資産を除く） | 定額法を採用しております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。 |
| リース資産 | 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。 |
| (5) 引当金の計上基準 | |
| 貸倒引当金 | 売掛金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 |
| 賞与引当金 | 従業員の賞与支給に備えるため、賞与の支給見込額に基づき計上しております。 |
| 製品保証引当金 | 販売済み製商品に対して、保証期間内に発生が見込まれる交換費用等に充てるため、過年度の実績を基礎に保証による将来の交換費用等発生見込額を計上しております。 |
| 退職給付引当金 | 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日事業年度から費用処理しております。 |

(6) 重要な収益及び費用の計上基準

当社は主にコンタクトレンズ、ケア用品、眼鏡の販売を行っており、商品および製品の販売については、当該商品及び製品の引渡時において、顧客に当該商品及び製品に対する支配が移転し、履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。ただし、商品及び製品の国内販売については、出荷時から当該商品及び製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるものについては、出荷時に収益を認識しております。

(7) 重要な繰延資産の処理方法

株式交付費については、支出時に全額費用として処理しております。

(8) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法	繰延ヘッジ処理を採用しております。為替予約について振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を行っております。
ヘッジ手段とヘッジ対象	外貨建取引（金銭債権債務、予定取引）をヘッジ対象とし、為替予約取引をヘッジ手段として用いております。
ヘッジ方針	外貨建取引の為替変動リスクをヘッジするために為替予約取引を用いており、外貨建取引（金銭債権債務、予定取引）の範囲内で為替予約を行っております。
ヘッジ有効性評価の方法	ヘッジ手段に関する重要な条件がヘッジ対象と同一であり、ヘッジ開始時及びその後においても継続して相場変動が完全に相殺されるものであると想定することができるためヘッジの有効性の判定は省略しております。

(9) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 棚卸資産の評価

①当事業年度の計算書類に計上した金額

商品及び製品	3,998百万円
棚卸資産評価損	294百万円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

棚卸資産は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により評価しており、取得原価と当事業年度末における正味売却価額のいずれか低い方の金額で評価しております。また、収益性の低下に基づき簿価を切り下げた金額は原則として売上原価に含めております。製品に含まれる長期滞留の棚卸資産に対しては、過去の販売実績及び将来の売上予算を基礎に製品を出荷期限内で出荷する可能性を検討したうえで、現時点において出荷が見込まれない棚卸資産の取得価額を切り下げしております。

当事業年度末において収益性の低下が認められた棚卸資産に対して、上記方法に基づく簿価切下げによる評価損294百万円を計上しております。

当該見積りは、景気動向や顧客ニーズの変化などの将来の経済環境の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際の将来販売予測が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において売上原価の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 関係会社に対する債権の評価

①当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社に対する債権合計額	2,268百万円
上記に対する貸倒引当金	497百万円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

貸倒引当金は、売掛金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

当事業年度末において財務内容が悪化している関係会社に対する債権1,257百万円に対して、上記方法に基づく貸倒引当金497百万円を計上しております。

当該見積りは、関係会社の期末日時点の財務内容を基に将来の事業計画を勘案しているため、景気動向や将来の経済環境の変動などによって見積りと実績が乖離した場合、翌事業年度の計算書類において貸倒引当金の追加計上が必要になる可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

次の資産を、長期借入金929百万円（1年内返済予定の長期借入金を含む）、短期借入金1,122百万円の担保に供しております。

建物	4,762	(2,149)	百万円
構築物	46	(11)	
機械装置	0	(0)	
車両運搬具	0	(0)	
工具器具及び備品	0	(0)	
土地	2,392	(996)	
合計	7,202	(3,159)	

() 内書きは工場財団抵当に供している資産であります。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 18,263百万円

(3) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

短期金銭債権	1,530百万円
短期金銭債務	115百万円

(4) 関係会社に対する債務保証は次のとおりであります。

仕入債務 (株)シードアイサービス	0百万円
-------------------	------

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	1,210百万円
販売費及び一般管理費	808百万円
営業取引以外の取引高	21百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	76株
------	-----

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	140百万円
貸倒引当金	214
製品保証引当金	24
未払費用	71
未払事業税	34
棚卸資産評価損	90
退職給付引当金	656
投資有価証券	7
資産除去債務	12
関係会社株式	671
その他	6
小計	1,929
評価性引当額	△796
合計	1,132

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△123
繰延ヘッジ損益	△43
無形固定資産	△148
関係会社株式	△26
固定資産圧縮積立金	△101
合計	△443
繰延税金資産の純額	689

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	SEED CONTACT LENS ASIA PTE.LTD.	所有 直接100 (-)	当社製商品の 販売	当社製商品の 販売 (注) 1	88	売掛金	514
			業務委託契約の 締結	業務委託料の 支払 (注) 2	63	未払金	-

(注) 1. 販売価格については、現地市場価格を参考に協議の上、決定しております。

2. 業務委託料については、市場価格等を勘案して協議の上、決定しております。

役員及び個人主要株主等

種 類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)	
主要株主の近親者 が議決権の過半数 を所有している会社	松柏合同会社	-	-	土地の賃借	土地の賃借 (注) 1	5	前払費用	0
				土地の取得	土地の取得 (注) 2	1,664	未払金	-
				線下補償料の 受取	線下補償料の 受取 (注) 3	0	未収入金	-

- (注) 1. 土地の賃借については、近隣の賃貸借取引の実勢価格に基づき交渉の上、決定しております。
 2. 土地の取得については、不動産鑑定会社から鑑定評価を入手し交渉の上、決定しております。
 3. 松柏合同会社が東京電力から収受した線下補償料のうち、当社の土地取得時以降の期間に対応する金額を収受しております。

8. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 7. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 585円62銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 71円03銭 |

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月20日

株式会社 シード
取締役会 御中

E Y 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 三辻 雅 樹

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 須山 誠 一郎

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社シードの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社シード及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2024年5月20日

株式会社 シード
取締役会 御中

E Y 新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 三辻 雅 樹
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 須山 誠 一郎
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社シードの2023年4月1日から2024年3月31日までの第68期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正

に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第68期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ・取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ・事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ・会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は、認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月20日

株式会社シード 監査役会
常勤監査役 中山友之 ㊟
常勤監査役 細川 均 ㊟
社外監査役 二瓶ひろ子 ㊟
社外監査役 林 龍太郎 ㊟

以上

株主総会 会場ご案内図

会場

ホテル 東京ガーデンパレス 2階「高千穂」
東京都文京区湯島1丁目7番5号
TEL 03-3813-6211

交通機関のご案内

- JR 中央線・総武線「御茶ノ水駅」 聖橋口より徒歩5分
 - 東京メトロ 千代田線「新御茶ノ水駅」 B1・B2出口より徒歩5分
 - 東京メトロ 丸ノ内線「御茶ノ水駅」 1・2出口より徒歩5分
- ※ 2 出口より出られた場合には、1 出口側に通りを渡ってから矢印方向にお進みください。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

NAVITIME

出発地から株主総会会場まで
スマートフォンでご案内します。
スマートフォンで
QRコードを読み取りください。

